

新たな外国人材受入れ制度に係る制度説明会

(水産加工分野)

分野別個別説明資料：

外国人受入れに関する諸制度・・・・・・・・・・ 1

(参 考)

運用方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 3

運用要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 6

水産加工分野における外国人材受入れ に関する諸制度について

平成 3 1 年 2 月

水産庁

水産加工分野の外国人材受入れに関する在留資格制度の比較

	技能実習制度 (水産加工業)	新たな受入れ制度 (改正出入国管理法)
制度の趣旨	国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度	一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材に関し、就労を目的とした新たな在留資格の創設
在留資格	「技能実習」 ➤ 実習目的	「特定技能1号」 ➤ 就労目的
在留期間	最長5年 (技能実習期間中は原則帰国不可) ※4年目の実習（技能実習3号）を開始する際に、1か月以上帰国させる必要	通算で最長5年 (在留期間中の帰国可)
	 (※)技能実習2号修了者は試験免除で移行可	
対象職種	・加熱性水産加工食品製造業 ・非加熱性水産加工食品製造業 ・水産練り製品製造 ・缶詰巻締 ※「生食用食品製造」、「調理加工品製造」の追加を予定	飲食料品製造業 (食料品製造業(水産食料品製造業を含む)、清涼飲料製造業、茶・コーヒー製造業(清涼飲料を除く)、製氷業、菓子小売業(製造小売)、パン小売業(製造小売)、豆腐・かまぼこ等加工食品小売業)
技能水準	—	「受入れ分野で相当程度の知識又は経験を必要とする技能」 (一定の専門性・技能が必要：HACCPに沿った衛生管理に対応できる程度の業務に従事できるレベル) ※業所管省庁が定める試験等により確認。ただし、技能実習(3年)を修了した者は試験を免除。
日本語能力の水準	—	「ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有することを基本」 ※試験等により確認。ただし、技能実習(3年)を修了した者は試験を免除。
外国人材の受入れ主体 (雇用主)	実習実施者(水産加工業者)	飲食料品製造業者(直接雇用)

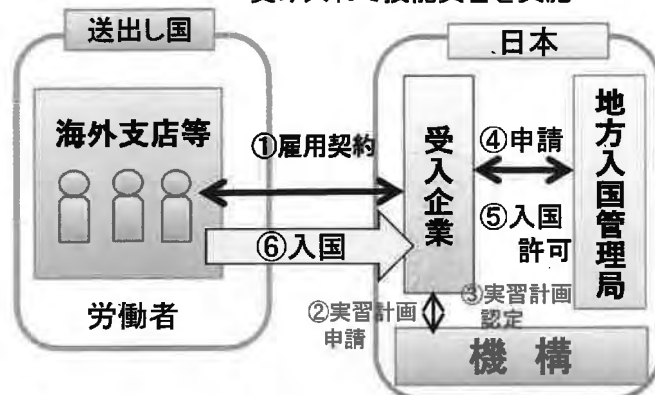
技能実習制度の仕組み

- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約27万人在留している。
※平成29年末時点

※新制度の内容は赤字

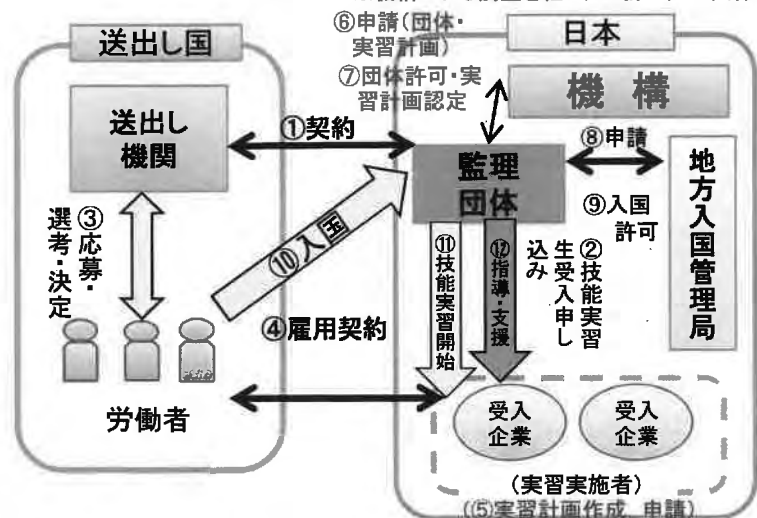
技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

【企業単独型】 日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施

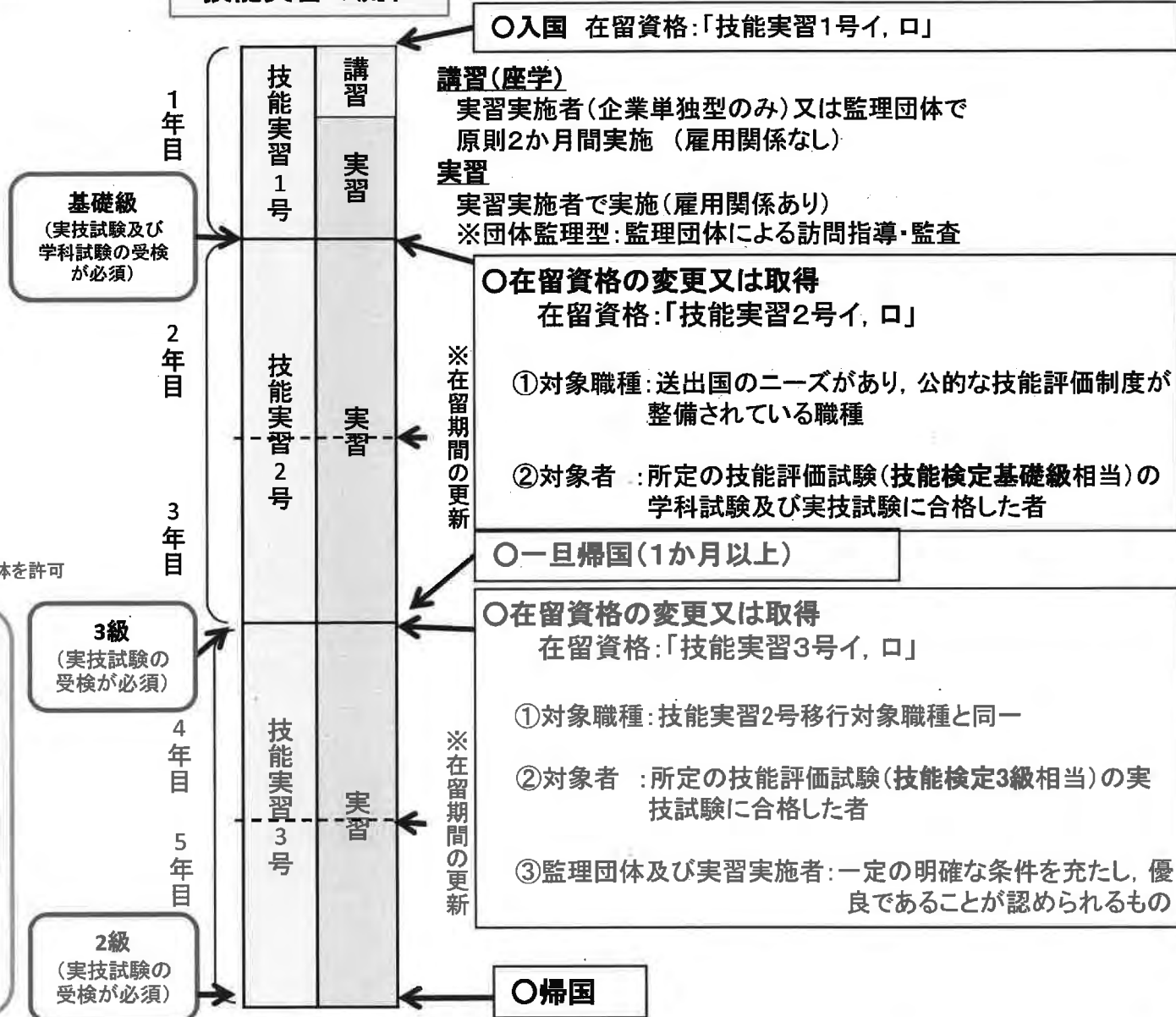


【団体監理型】 非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受け入れ、傘下の企業等で技能実習を実施

※機構による調査を経て、主務大臣が団体を許可



技能実習の流れ



技能実習生の数

基本人数枠

実習実施者の常勤の職員の総数	技能実習生の人数
301人以上	常勤職員総数の 20分の1
201人～300人	15人
101人～200人	10人
51人～100人	6人
41人～50人	5人
31人～40人	4人
30人以下	3人

(参考)旧制度の基本人数枠

実習実施機関の常勤の職員の総数	技能実習生の人数
301人以上	常勤職員総数の20分の1
201人～300人	15人
101人～200人	10人
51人～100人	6人
50人以下	3人

※ 常勤職員数には、技能実習生(1号、2号及び3号)は含まれない。

人数枠 (団体監理型)

人数枠				
第1号 (1年間)	第2号 (2年間)	優良基準適合者		
		第1号 (1年間)	第2号 (2年間)	第3号 (2年間)
基本人数枠	基本人数枠の2倍	基本人数枠の2倍	基本人数枠の4倍	基本人数枠の6倍

人数枠 (企業単独型)

企業	技能実習生の人数枠				
	第1号 (1年間)	第2号 (2年間)	優良基準適合者		
			第1号(1年間)	第2号(2年間)	第3号(2年間)
法務大臣及び厚生労働大臣が継続的で安定的な実習を行わせる体制を有すると認める企業	基本人数枠	基本人数枠の2倍	基本人数枠の2倍	基本人数枠の4倍	基本人数枠の6倍
上記以外の企業	常勤職員総数の20分の1	常勤職員総数の10分の1	常勤職員総数の10分の1	常勤職員総数の5分の1	常勤職員総数の10分の3

- 団体監理型・企業単独型ともに、下記の人数を超えてはならない。
(1号実習生:常勤職員の総数、2号実習生:常勤職員数の総数の2倍、3号実習生:常勤職員数の総数の3倍)
- 特有の事情のある職種については、事業所管大臣が定める告示で定められた人数とする。
- やむを得ない事情で他の実習実施者から転籍した実習生を受け入れる場合、上記の人数枠と別に受け入れることを可能とする。

技能実習制度 移行対象職種・作業一覧 (80職種144作業)

1 農業関係 (2職種6作業)

職種名	作業名
耕種農業●	施設園芸
	畑作・野菜
	果樹
畜産農業●	養豚
	養鶏
	酪農

2 漁業関係 (2職種9作業)

職種名	作業名
魚船漁業●	かつお一本釣り漁業
	延縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	ひき網漁業
	刺し網漁業
	定置網漁業
	かに・えびかご漁業
	ほたてがい・まがき養殖
養殖業●	

3 建設関係 (22職種33作業)

職種名	作業名
さく井	パーカッション式さく井工事
	ロータリー式さく井工事
建築板金	ダクト板金
	内外装板金△
冷凍空調調和機器施工	冷凍空調調和機器施工
建具製作	木製建具手加工
建築大工	大工工事
型枠施工	型枠工事
鉄筋施工	鉄筋組立て
とび	とび
石材施工	石材加工
	石張り
タイル張り	タイル張り
かわらぶき	かわらぶき
左官	左官
配管	建築配管
	プラント配管
熱絶縁施工	保温保冷工事
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事
	カーペット系床仕上げ工事
	鋼製下地工事
	ボード仕上げ工事
	カーテン工事
サッシ施工	ビル用サッシ施工
防水施工	シーリング防水工事
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事
壁装	壁装
建設機械施工●	押土・整地
	構込み
	掘削
	締固め
築炉△	築炉

4 食品製造関係 (11職種16作業)

職種名	作業名
缶詰巻締●	缶詰巻締
	食鳥処理加工
	加熱性水産加工
食品製造業●	節類製造
	加熱乾製品製造
	調味加工品製造
	くん製品製造
	塩蔵品製造
	乾製品製造
	発酵食品製造
非加熱性水産加工	
食品製造業●	
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造作業
牛豚食肉処理加工業●	牛豚部分肉製造作業
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造
パン製造	パン製造
そう菜製造業●△	そう菜加工
農産物漬物製造業●△	農産物漬物製造
医療・福祉施設給食製造●△	医療・福祉施設給食製造

5 繊維・衣服関係 (13職種22作業)

職種名	作業名
紡績運転●△	前紡工程
	精紡工程
	巻糸工程
	合ねん糸工程
織布運転●△	準備工程
	製織工程
	仕上工程
染色	糸浸染
	織物・ニット浸染
ニット製品製造	靴下製造
	丸編みニット製造
たて編ニット生地製造●	たて編ニット生地製造
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製
紳士服製造	紳士既製服縫製
下着類製造●	下着類製造
寝具製作	寝具製作
カーペット製造●△	織じゅうたん製造
	タフテッドカーペット製造
	ニードルパンチカーペット製造
帆布製品製造	帆布製品製造
布はく縫製	ワイシャツ縫製
座席シート縫製●	自動車シート縫製

6 機械・金属関係 (15職種29作業)

職種名	作業名
調造	鉄鋼物調造
	非鉄金属物調造
鍛造	ハンマ型鍛造
	プレス型鍛造
ダイカスト	ホットチャンパダイカスト
	コールドチャンパダイカスト
機械加工	普通旋盤
	フライス盤
	数値制御旋盤
	マシニングセンタ

6 機械・金属関係 (続き)

職種名	作業名
金属プレス加工	金属プレス
	構造物鉄工
鉄工	機械板金
工場板金	電気めっき
めっき	溶融亜鉛めっき
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理
仕上げ	治工具仕上げ
	金型仕上げ
	機械組立仕上げ
機械検査	機械検査
機械保全	機械系保全
電子機器組立て	電子機器組立て
電気機器組立て	回転電機組立て
	変圧器組立て
	配電盤・制御盤組立て
	開閉制御器具組立て
	回転電機巻線製作
プリント配線板製造	プリント配線板設計
	プリント配線板製造

7 その他 (14職種26作業)

職種名	作業名
家具製作	家具手加工
印刷	オフセット印刷
製本	製本
プラスチック成形	圧縮成形
	射出成形
	インフレーション成形
	ブロー成形
強化プラスチック成形	手積み積層成形
塗装	建築塗装
	金属塗装
	鋼橋塗装
	噴霧塗装
溶接●	手溶接
	半自動溶接
工業包装	工業包装
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き
	印刷箱製箱
	貼箱製造
	段ボール箱製造
陶磁器工業製品製造●	機械ろくろ成形
	圧力鋳込み成形
	パッド印刷
自動車整備●	自動車整備
ビルクリーニング△	ビルクリーニング
介護●	介護
リネンサブライ●△	リネンサブライ仕上げ

○ 社内検定型の職種・作業 (1職種3作業)

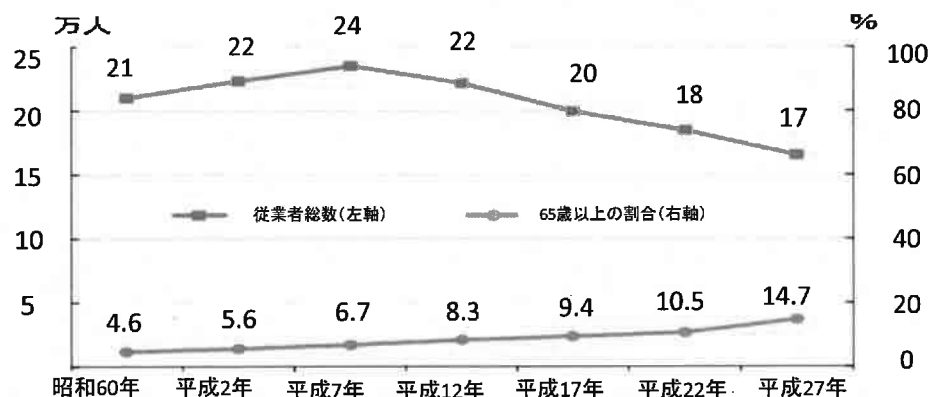
職種名	作業名
空港グランドハンドリング●	航空機地上支援作業
	航空貨物取扱
	客室清掃△

(注1)●の職種:「技能実習評価試験の整備等に関する専門家会議」による確認の上、人材開発統括団が認定した職種 (注2)△の職種・作業は2号まで実習可能

水産加工分野の人手不足の現状

■ 水産食料品製造業の従業者数及び高齢化率の推移

- ✓ 従業者数は近年減少傾向
- ✓ 従業者の高齢化は、全産業平均に比べ進行



資料:総務省「国勢調査」

* 水産食料品を製造する事業所の従事者数(臨時雇用を除く)

■ 有効求人倍率

- ✓ 水産物加工工は全産業平均を大きく超える求人倍率

水産物加工工

3.71

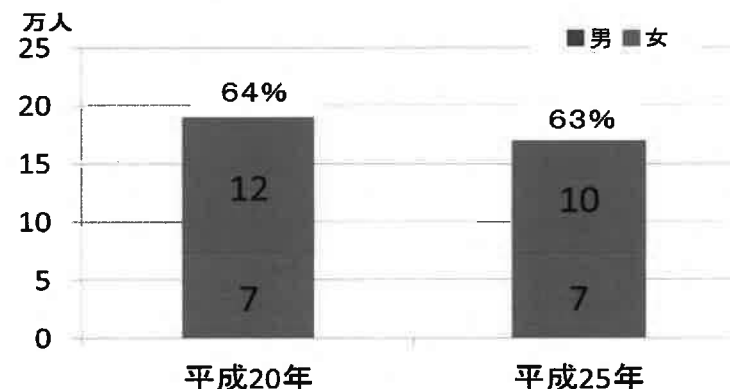
(全産業平均)

1.54)

(出典:厚労省調べ)

■ 水産加工業の男女別従業者数の推移

- ✓ 水産加工業では従来より女性の割合が6割以上

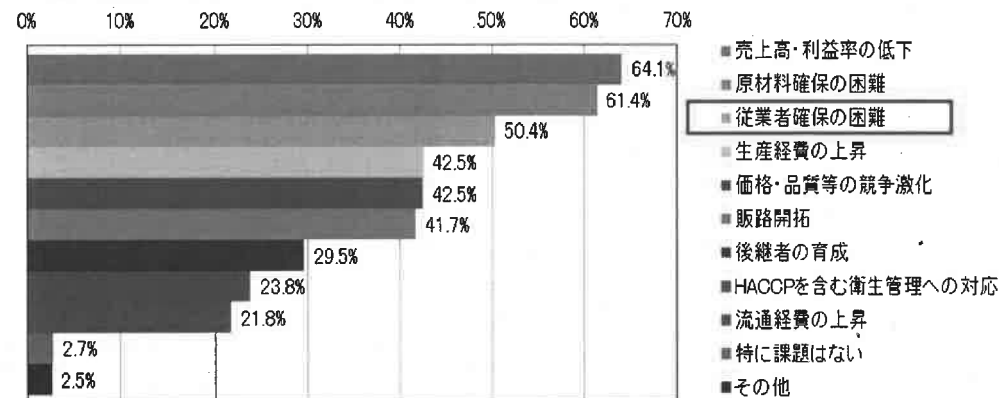


資料:農林水産省「漁業センサス」

* 水産加工場の製造活動に専従の従事者数(臨時雇用を除く)

■ 水産加工業者が直面している課題 (複数回答可)

- ✓ 水産加工業者の過半が従業員確保の困難に直面



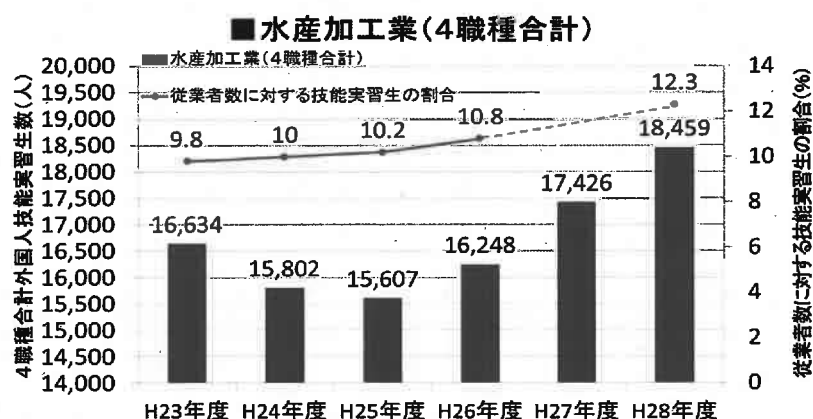
資料:水産庁「平成28年度水産加工業経営実態調査」

注:回答数を回答事業所数で除した数値

水産加工分野における技能実習生の状況

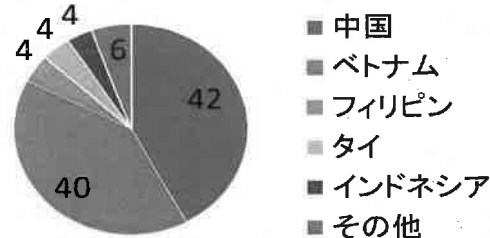
- ◆ 水産加工業では「水産練り製品製造」、「缶詰巻締」、「加熱性水産加工食品製造業」、「非加熱性水産加工食品製造業」の4つの職種で技能実習生の受入れが行われ、28年度時点では最大1.8万人程度が実習中。水産加工分野全体の従業者数は約15万人であり、約1割を技能実習生が占めており、その割合は近年増加傾向。
- ◆ 技能実習生の国籍は、中国、ベトナムがそれぞれ4割程度を占めている。

■ 水産加工分野の外国人技能実習生数の推移



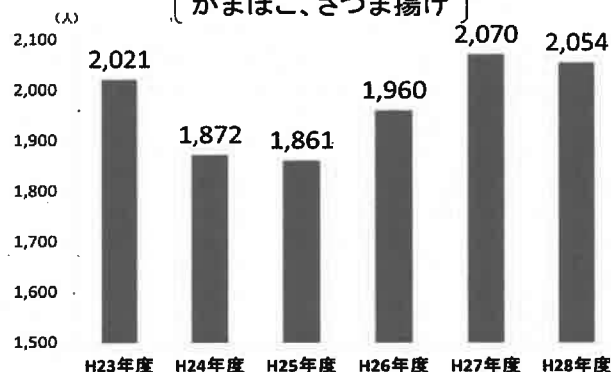
資料：従業者数は経済産業省「工業統計」、「経済センサス」

■ 技能実習生の国籍別割合（%）

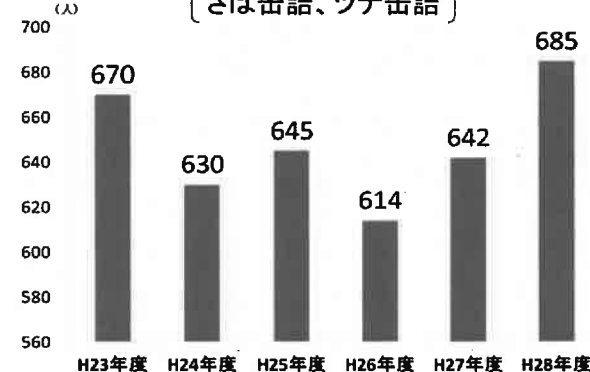


資料：平成28年度加熱・非加熱水産加工食品製造業の国籍別2移行号試験合格者数より（全国水産加工業協同組合連合会調べ）

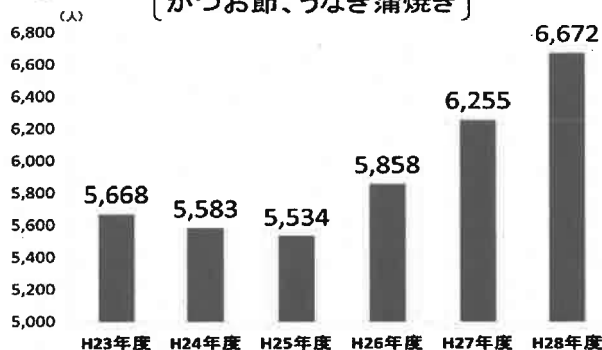
■ 水産練り製品製造 〔かまぼこ、さつま揚げ〕



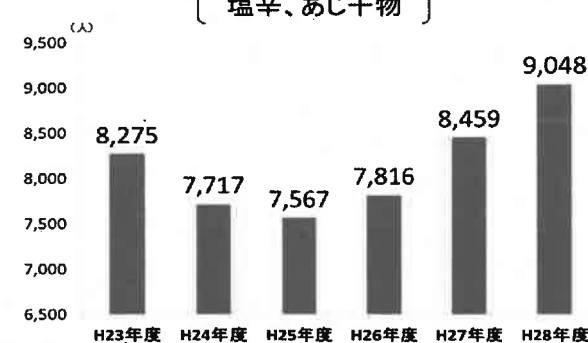
■ 缶詰巻締 〔さば缶詰、ツナ缶詰〕



■ 加熱性水産加工食品製造業 〔かつお節、うなぎ蒲焼き〕



■ 非加熱性水産加工食品製造業 〔塩辛、あじ干物〕



資料：（公財）国際研修協力機構「業務統計」における当該年度を含む過去3年間の2号移行申請者数合計

在留資格「特定技能」による受入れを行う分野（特定産業分野）

介護業

ビルクリーニング業

素形材産業

産業機械製造業

電気・電子情報関連産業

建設業

造船・船用工業

自動車整備業

航空業

宿泊業

農業

漁業

飲食料品製造業

（含む水産加工業）

外食業

飲食料品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針(抜すい)

1. 人材を確保することが困難な状況にあるため外国人材により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野(特定産業分野)

飲食料品製造業分野

- 食料品製造業 ○清涼飲料製造業
- 茶・コーヒー製造業(清涼飲料を除く) ○製氷業
- 菓子小売業(製造小売) ○パン小売業(製造小売)
- 豆腐・かまぼこ等加工食品小売業

2. 特定産業分野における人材の不足の状況(当該産業上の分野において人材が不足している地域の状況を含む。)に関する事項

- 特定技能外国人材受入れの趣旨・目的
- 生産性向上や国内人材確保のための取組等
- 受入れの必要性
- 受入れ見込数(34,000人)

3. 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

- 技能水準(試験区分)
「飲食料品製造業技能測定試験(仮称)」
- 日本語能力水準
「日本語能力判定テスト(仮称)」又は「日本語能力試験(N4以上)」

4. 法第7条の2条第3項及び第4項の規定による同条第1項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は公布の再開の措置に関する事項

- 有効求人倍率等の公的統計等の客観的指標等を踏まえ、運用方針の見直し等、
- 受入れ見込数を超えると見込まれる場合に、法務大臣に受入れ停止措置を求める等

5. その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

○特定技能所属機関に対して課す条件

- ・特定技能所属機関は、農林水産省、関係業界団体、登録支援機関その他の関係者で構成される「食品産業特定技能協議会(仮称)」(以下「協議会」)の構成員になること
- ・特定技能所属機関は、協議会に対し、必要な協力を行うこと
- ・特定技能所属機関は、農林水産省又はその委託を受けた者が行う調査等に対し、必要な協力を行うこと

○特定技能外国人の雇用形態

- ・直接雇用に限る

○特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置

- ・「飲食料品製造業技能測定試験(仮称)」の国内における試験は、大都市に限らず地方も含めて広く実施
- ・人手不足が顕著に認められる場合には、その地域において特定技能外国人の就業が円滑に行われるよう、試験の開催場所・頻度等の調整に努めるとともに、その他必要な支援等について、制度関係機関、関係業界団体等とも連携して取り組む。

「飲食料品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領

第1 特定産業分野において認められる人材の基準

技能水準及び評価方法等

「飲食料品製造業技能測定試験(仮称)」

○技能水準

- ・飲食料品の製造・加工作業について、特段の育成・訓練を受けることなく、直ちにHACCPに沿った衛生管理に対応できる程度の業務に従事できるレベルであることを認定。合格者は、即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有すると認める。
- ・現地語で実施、国内外において、年おおむね10回程度を予定、平成31年10月開始予定

○日本語能力水準

合格者は、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有すると認める。

(1)日本語能力判定テスト(仮称)

又は

(2)日本語能力試験(N4以上)

・(独)国際交流基金が実施

・年おおむね6回程度、国外実施を予定

・平成31年秋以降に活用予定

・(独)国際交流基金及び日本国際教育支援協会が実施

・国内外で実施。国外では80カ国・地域・239都市で年おおむね1回から2回実施

第2 在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は公布の再開の措置

○飲食料品製造業分野をめぐる人手不足状況の変化の把握方法

- ・飲食料品製造業分野の1号特定技能外国人在留者数(3か月に1回法務省から農林水産省に提供)
- ・有効求人倍率、欠員率、欠員数、雇用人員判断(DI)

第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

(1)従事する業務

・主業務:飲食料品(酒類を除く。)の製造・加工・安全衛生

・関連業務:主業務に従事する日本人が通常従事する、原料の調達・受入れ・製品の納品、清掃、事務所の管理の作業等

(2)従事する業務と技能実習2号移行対象職種との関連性

・飲食料品製造分野に係る2号技能実習を修了した者は、第1の試験を免除する。

(3)特定技能所属機関に対して講じる措置等

○「食品産業特定技能協議会(仮称)」(以下「協議会」)

農林水産省は、飲食料品製造業分野の関係業界団体、特定技能所属機関、登録支援機関その他の関係者により構成される協議会を組織。以下について協議。

・外国人の受入れに関する情報の周知その他制度理解の促進

・法令遵守に関する通知及び不正行為に対する横断的な再発防止

・外国人の受入れ状況の把握及び農林水産省への報告

・人材が不足している地域の状況の把握及び当該地域への配慮

・その他外国人の適正で円滑な受入れ及び外国人の保護に資する取組

○農林水産省又はその委託を受けた者が行う調査等に対する協力

・特定技能所属機関は、農林水産省又はその委託を受けた者が行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取又は現地調査その他の指導に対し、必要な協力を行う。

<対策のポイント>

水産加工業に従事する外国人の漁村地域での円滑な共生を図るため、水産加工業協同組合等が行う、外国人を地域社会に円滑に受入れ、共生を図るための相談窓口の設置、生活ガイダンスの開催、巡回指導等の環境整備の取組みに対し支援します。

<事業の内容>

1. 事業の運営、運営協議会の実施

- 本事業を円滑かつ適正に行うために公募により選定された事業実施主体が行う、水産加工業に従事する外国人への支援に関する総合的な調整・監理及び、そのために事業実施主体が行う運営協議会の運営等に対して支援します。

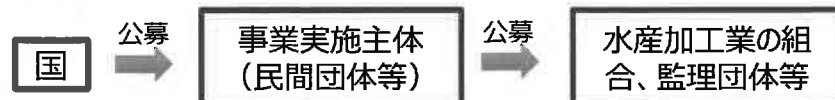
2. 苦情・相談窓口の運営

- 水産加工業協同組合等が行う、水産加工業に従事する外国人の苦情・相談に母国語で対応できる相談窓口の運営及び外国人への周知を目的としたパンフレットの作成等に対して支援します。

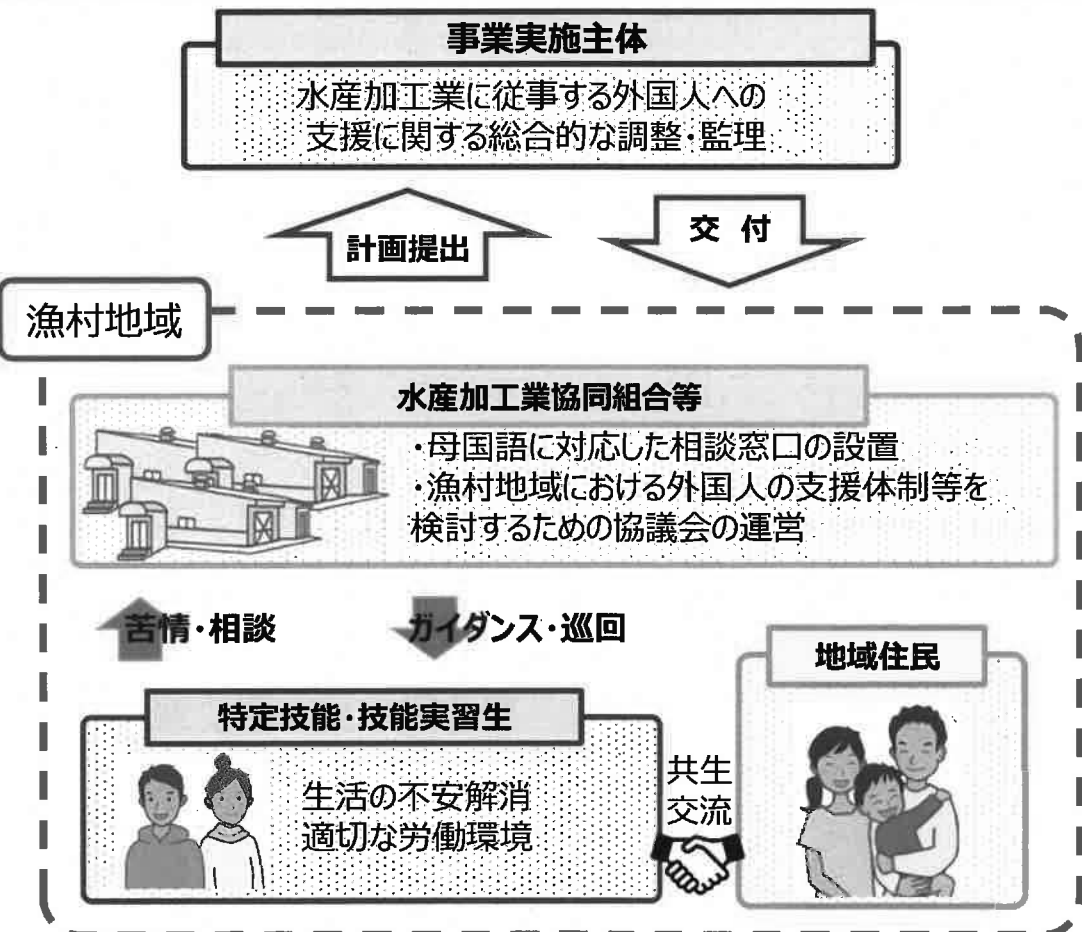
3. 生活ガイダンス等の実施

- 水産加工業の組合、監理団体等が行う、①漁村地域における外国人への支援体制等を検討するための協議会の運営、②外国人と地域住民生活が円滑なものとなるよう、生活者として把握しておくべき規則やモラルに関することや、水産加工業や漁村地域の特性に配慮した事項等を説明するためのガイダンス、③外国人の生活状況等を把握するための巡回指導等に対して支援します。例えば、ガイダンスの一環として、キャリアアップのための最新水産加工場の見学会や日本語講習会の開催、日本文化に触れる機会や地元イベントの紹介等も可能です。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



水産加工業に係る「特定技能制度」に関する お問い合わせ先

水産庁漁政部加工流通課
加工振興班 青木、岡本、松本

TEL: (直通) 03-6744-2349 (内線6615)

(代表) 03-3502-8111

FAX: 03-3508-1357



食料品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針

法 務 大 臣
国家公安委員会
外 務 大 臣
厚生労働大臣
農 林 水 産 大 臣

「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）を踏まえ、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）第2条の4第1項の規定に基づき、法第2条の3第1項の規定に基づき定められた「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）ののっとり、食料品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（以下「運用方針」という。）を定める。

1 人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）

食料品製造業分野

2 特定産業分野における人材の不足の状況（当該産業上の分野において人材が不足している地域を含む。）に関する事項

（1）特定技能外国人受入れの趣旨・目的

食料品製造業分野において深刻化する人手不足に対応するため、専門性・技能を生かした業務に即戦力として従事する外国人を受け入れることで、本分野の存続・発展を図り、もって我が国の経済・社会基盤の持続可能性を維持する。

（2）生産性向上や国内人材確保のための取組等

（生産性向上のための取組）

食料品製造業分野は、深刻な人手不足の状況にある中、食料品製造業界では、生産性向上のための取組として、ロボット導入などの設備投資、IoT・AI等を活用した省人化・低コスト化、専門家による工場診断等が進展し始めている。一般社団法人日本食品機械工業会の平成29年度食品機械調査統計資料によると、食品機械の国内販売額は直近2年間で11%増加（平成27年に5,175億円が平成29年には5,760億円に増加）しているほか、一般社団法人日本ロボット工業会の調査によると、食料品製造業向けのロボットの国内出荷額は直近2年間で39%増加（平成27年に35億円が平成29年に49億円に増加）している。

また、健康志向や高齢化など経済社会の変化に応じた新たな商品の投入や、従来の商品に新たな価値を見出した商品の提供など、付加価値向上のための取組も進展し始めている。経済産業省「工業統計調査」によると、食料品製造業の付加価値額

は平成22年から平成27年までの5年間で10%増加している。

さらに、農林水産省では、専門家による生産性向上の技術や優良事例の紹介を行う「食品産業生産性向上フォーラム」の開催等の取組を行い、関係者の理解増進が進みつつあるところである。

（国内人材確保のための取組）

国内人材の確保に関し、女性・高齢者が働きやすい雇用環境の改善や研修・セミナーの開催等の取組が業界内で進展し始めている。食料品製造業の女性就業者の割合は平成28年度に52%となり、全製造業平均の30%を大幅に上回っている（平成27年度から平成29年度までの3年間で食料品製造業の女性就業者の割合は52%前後で推移している。）ほか、食料品製造業の60歳以上従事者は平成28年度に21%となり、全製造業平均の16%を上回っている（平成25年度から平成29年度までの5年間で食料品製造業の高齢雇用者の割合は3.5%増加）などの成果が上がっているところである。

また、国内人材の確保に関し、女性・高齢者の就業促進のため、「食品産業の働き方改革早わかりハンドブック」の作成・周知を行い、関係者の理解増進が進みつつあるところである。

（処遇改善のための取組）

人手不足を踏まえた賃上げ等の処遇改善に関し、経済産業省「工業統計調査」によると、従業員一人当たりの給与額は増加（平成18年に273万円が平成28年に289万円まで増加）しているほか、食料品製造業の正社員比率は直近2年間で2.0ポイント上昇（平成27年度に46%が平成29年度に48%に増加）するなどの成果が上がっているところである。

また、人手不足を踏まえた賃上げ等の処遇改善のため、収益力を向上させるための支援策等に関する講義を行う「『稼ぐ力』応援セミナー」の開催等の取組を行い、関係者の理解増進が進みつつあるところである。

（3）受入れの必要性（人手不足の状況を判断するための客観的指標を含む。）

食料品製造業は、事業所数及び従業者数が製造業の中では第1位であり、また、大都市圏とそれ以外の地域において、従業者数比率に大きな偏りはなく、地域経済の観点からも雇用と生産を支える産業として重要な役割を担っているといえる。

経済産業省「工業統計調査（平成29年）」によれば、製造業全体に占める食料品製造業の従業者数の比率は、3大都市圏が13.0%、それ以外の地域が15.1%となっており、ほぼ同程度の水準となっている。

また、経済産業省「経済センサス（平成28年）」によれば、食料品製造業の製造品出荷額が製造業で第1位となっているのは9道県（北海道、宮城、新潟、奈良、高知、佐賀、宮崎、鹿児島、沖縄）となっている。また、第3位までに位置している都道府県は23道府県に上っている。

次に、食料品製造業分野における労働力需給の現在の状況は、他の製造業と比べ雇用人員不足感が高い状況にある。平成29年度の食料品製造業分野の有効求人倍率は2.78倍であり、1.54倍である全体より大きい。また、厚生労働省「雇用動向調査」によれば、平成28年度の欠員率が3.0%に達している。さらに、日銀短観によ

れば、「食料品製造業」（中小企業）の雇用人員判断（D I）は、平成29年3月にはマイナス30であったものが、平成30年9月にはマイナス41となり、今後の先行きもマイナス46となるが見込まれており、「製造業全般」（中小企業）よりも深刻な状況である。

経済産業省「経済センサス」及び「工業統計調査」によれば、平成28年の食料品製造業の従業員数は約140万人であり、また、厚生労働省「雇用動向調査」によれば、平成28年の欠員率は3.0%である。これら二つの数値を乗じることにより、欠員数を4.3万人と見込んでいる。

現在のトレンドを踏まえれば、5年後の平成35年度には、欠員率は5.1%に増加することが見込まれ、従業員数を横ばいとして、欠員数は7.3万人と推計している。

このため、食料品製造業分野においては、生産性の向上及び国内人材の確保に向けた最大限の努力を不断に行っているところであるが、ある程度目視や手作業に頼らざるを得ない工程もあり機械化の取組にも限界があること、平成30年の食品衛生法改正により、平成32年6月までに全ての食料品製造業者にHACCP（原材料の受入れから最終製品までの工程ごとに、微生物による汚染、金属の混入等の潜在的な危害要因を分析し、特に重要な工程を継続的に監視、記録する工程管理システム）に沿った衛生管理の制度化への対応が求められることから、今後、食料品の製造現場においてHACCPを含む衛生管理の知識を有する人材を確保していくことが急務な状況となっていること等から、人手不足の状況を直ちに改善することは困難である。

このため、食料品製造業の持続可能性を阻害しないよう、特定技能外国人を受け入れることで、我が国の食料品製造業の持続的な存続・発展を図り、良質で安全な食料品を安定的に供給する体制を確保することが必要不可欠である。

（4）受入れ見込数

食料品製造業分野における向こう5年間の受入れ見込数は、最大3万4,000人であり、これを向こう5年間の受入れの上限として運用する。

向こう5年間で7万3,000人程度の人手不足が見込まれる中、今般の受入れは、5年間で2%程度（5年間で2万7,000人程度）の生産性向上及び追加的な国内人材の確保（5年間で1万2,000人程度）を行ってもなお不足すると見込まれる数を上限として受け入れるものであり、過大な受入れ数とはなっていない。

食料品製造業分野における都道府県別の有効求人倍率（平成29年度）を見ると、岡山県が7.44倍、富山県が5.62倍、福井県が5.50倍となるなど、特に倍率が高い地域となっている。農林水産省では、「食品産業生産性向上フォーラム」や『「稼ぐ力」応援セミナー』等の場を通じて、こうした地域における人材ニーズや生産性向上に向けた課題等の把握を行い、受入れ見込数の設定に当たっての参考にしたところである。

3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

食料品製造業分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者又は食料品製造業分野の第2号技能実習を修了した者と

する。

（1）技能水準（試験区分）

「食料品製造業技能測定試験（仮称）」

（2）日本語能力水準

「日本語能力判定テスト（仮称）」又は「日本語能力試験（N4以上）」

4 法第7条の2第3項及び第4項（これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による同条第1項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項

（1）農林水産大臣は、有効求人倍率等の公的統計等の客観的指標等を踏まえ、人手不足の状況の変化に応じて運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行うとともに、上記2（4）に掲げた向こう5年間の受入れ見込数を超えることが見込まれる場合には、法務大臣に対し、受入れの停止の措置を求める。

（2）受入れの停止の措置を講じた場合において、当該受入れ分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、農林水産大臣は、法務大臣に対し、受入れの再開の措置を求める。

5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

（1）1号特定技能外国人が従事する業務

食料品製造業全般（食料品（酒類を除く。）の製造・加工、安全衛生）

（2）特定技能所属機関に対して特に課す条件

ア 特定技能所属機関は、農林水産省、関係業界団体、登録支援機関その他の関係者で構成される「食品産業特定技能協議会（仮称）」（以下「協議会」という。）の構成員になること。

イ 特定技能所属機関は、協議会に対し、必要な協力を行うこと。

ウ 特定技能所属機関は、農林水産省又はその委託を受けた者が行う調査等に対し、必要な協力を行うこと。

エ 特定技能所属機関は、登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の実施を委託するに当たっては、協議会の構成員となっており、かつ、農林水産省及び協議会に対して必要な協力を行う登録支援機関に委託すること。

（3）特定技能外国人の雇用形態

直接雇用に限る。

（4）治安への影響を踏まえて講じる措置

農林水産省は、基本方針を踏まえつつ、所掌事務を通じて治安上の問題となり得る事項を把握するために必要な措置を講じるとともに、把握した事項について制度関係機関と適切に共有する。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、基本方針を踏まえつつ、農林水産省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、運用方針の変更を含め、必要な措置を講じる。

（5）特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することと

ならないようにするために必要な措置

- ア 特定技能外国人の就労が大都市圏等の地域に過度に集中することがないように、
「飲食料品製造業技能測定試験（仮称）」の国内における試験は、大都市に限らず
地方も含めて幅広く実施するという観点から、全国10か所程度で実施する。
- イ 農林水産省は、本制度の趣旨や優良事例を全国的に周知するとともに、協議会
での協議も踏まえ、生産性向上のための取組や国内人材確保のための取組が行わ
れていてもなお外国人を含む人手不足が顕著である地域が認められる場合には、
その地域において特定技能外国人の就業が円滑に行われるよう、試験の開催場所
・頻度等の調整に努めるとともに、その他必要な支援等について、制度関係機関、
関係業界団体等とも連携して取り組む。

「食料品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領

平成30年12月25日

法 務 省
警 察 庁
外 務 省
厚生労働省
農林水産省

出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）第2条の4第1項の規定に基づき、食料品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、食料品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（以下「運用方針」という。）を定めているところ、運用方針に係る運用要領を以下のとおり定める。

第1 特定産業分野において認められる人材の基準に関する事項

1. 技能水準及び評価方法等（特定技能1号）

「食料品製造業技能測定試験（仮称）」

（1）技能水準及び評価方法

（技能水準）

当該試験は、食料品製造業分野における業務に関して、食品等を衛生的に取り扱う基本的な知識を有しており、食料品の製造・加工作業について、特段の育成・訓練を受けることなく、直ちにHACCP（原材料の受入れから最終製品までの工程ごとに、微生物による汚染、金属の混入等の潜在的な危害要因を分析し、特に重要な工程を継続的に監視、記録する工程管理システム）に沿った衛生管理に対応できる程度の業務に従事できるレベルであることを認定するものであり、この試験の合格者は、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認める。

（評価方法）

試験言語：現地語

実施主体：公募により選定した民間事業者

実施方法：コンピューター・ベースド・テスト（CBT）方式又はペーパーテスト方式

実施回数：国内外において、年おおむね10回程度を予定

開始時期：平成31年10月予定

（2）試験の適正な実施を担保する方法

同試験は、試験実施に必要な設備を備え、国外複数か国で大規模試験の実施実績があり、かつ、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じることができる試験

実施団体に、試験実施主体から業務委託することで適正な実施が担保される。

（3）国内試験の対象者

国内で試験を実施する場合、①退学・除籍処分となった留学生、②失職した技能実習生、③在留資格「特定活動（難民認定申請）」により在留する者、④在留資格「技能実習」による実習中の者については、その在留資格の性格上、当該試験の受験資格を認めない。

2. 日本語能力水準及び評価方法等（特定技能1号）

（1）「日本語能力判定テスト（仮称）」

ア 日本語能力水準及び評価方法

（日本語能力水準）

当該試験は、本制度での受入れに必要なとなる基本的な日本語能力水準を判定するために国際交流基金が開発・実施する試験であるところ、これに合格した者については、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有するものと認められることから、基本的な日本語能力水準を有するものと評価する。

（評価方法）

実施主体：独立行政法人国際交流基金

実施方法：コンピューター・ベースド・テスト（CBT）方式

実施回数：年おおむね6回程度、国外実施を予定

開始時期：平成31年秋以降に活用予定

イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は、試験実施に必要な設備を備え、国外複数か国で大規模試験の実施実績があり、かつ、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じることができる試験実施団体に業務委託することで適正な実施が担保される。

（2）「日本語能力試験（N4以上）」

ア 日本語能力水準及び評価方法

（日本語能力水準）

当該試験に合格した者については、「基本的な日本語を理解することができる」と認定された者であることから、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有するものと認められ、本制度での受入れに必要なとなる基本的な日本語能力水準を有するものと評価する。

（評価方法）

実施主体：独立行政法人国際交流基金及び日本国際教育支援協会

実施方法：マークシート方式

実施回数：国内外で実施。国外では80か国・地域・239都市で年おおむね1回から2回実施（平成29年度）

イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は30年以上の実績があり、また、国外実施における現地の協力団体は各国の大学や日本語教師会といった信頼性の高い団体であり、主催団体が提供する試験実施マニュアルに即して、試験問題の厳重な管理、試験監督員の研修・配置、当日の本人確認や持ち物検査の実施等、不正受験を防止する措置が適切に講じら

れている。

(3) 業務上必要な日本語能力水準

上記(1)又は(2)の試験に合格した者については、業務上必要な日本語能力水準を満たすものと評価する。

第2 法第7条の2第3項及び第4項（これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による同条第1項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項

1. 飲食料品製造業分野をめぐる人手不足状況の変化の把握方法

農林水産大臣は、以下の指標をもって人手不足状況の変化を的確に把握する。

- (1) 飲食料品製造業分野の1号特定技能外国人在留者数（3か月に1回法務省から農林水産省に提供）
- (2) 有効求人倍率
- (3) 欠員率、欠員数
- (4) 雇用人員判断（DI）

2. 人手不足状況の変化等を踏まえて講じる措置

- (1) 農林水産大臣は、上記1に掲げた指標及び動向の変化や当初の受入れ見込数との乖離、就業構造や経済情勢の変化等を踏まえ、人手不足の状況に変化が生じたと認める場合には、それらの状況を的確に把握・分析を加えた上で、変化に応じた人材確保の必要性を再検討し、状況に応じて運用方針の見直しの検討・発議等の必要の対応を行う。
また、向こう5年間の受入れ見込数を超えることが見込まれる場合には、法務大臣に対し、受入れの停止の措置を求める。
- (2) 上記(1)で受入れの停止の措置を講じた場合において、当該受入れ分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、農林水産大臣は、受入れの再開の措置を講じることを発議する。

第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

1. 1号特定技能外国人が従事する業務

飲食料品製造業分野において受け入れる1号特定技能外国人が従事する業務は、運用方針3(1)に定める試験区分及び運用方針5(1)に定める業務に従い、上記第1の試験合格又は下記2の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する業務（飲食料品（酒類を除く。）の製造・加工、安全衛生）をいう。

あわせて、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（原料の調達・受入れ、製品の納品、清掃、事業所の管理の作業等）に付随的に従事することは差し支えない。

なお、飲食料品製造業分野の対象は、以下の日本標準産業分類に該当する事業者が行う業務とする。

- 09 食料品製造業
- 101 清涼飲料製造業
- 103 茶・コーヒー製造業（清涼飲料を除く）
- 104 製氷業
- 5861 菓子小売業（製造小売）
- 5863 パン小売業（製造小売）
- 5897 豆腐・かまぼこ等加工食品小売業

2. 従事する業務と技能実習2号移行対象職種との関連性

飲食料品製造業分野において受け入れる1号特定技能外国人が、必要な技能水準・日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う場合における業務内容と技能実習2号移行対象職種において修得する技能との具体的な関連性については、別表のとおりとする。

この場合、当該職種に係る第2号技能実習を修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、1号特定技能外国人が従事する業務において要する技能と、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足りる相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の試験を免除する。

3. 特定技能所属機関に対して講じる措置等

(1) 「食品産業特定技能協議会（仮称）」（運用方針5(2)ア及びイ関係）

農林水産省は、飲食料品製造業分野の関係業界団体、特定技能所属機関、登録支援機関その他の関係者により構成される「食品産業特定技能協議会（仮称）」（以下「協議会」という。）を組織する。

協議会は、構成員が相互の連携を図ることにより、飲食料品製造業分野における外国人の適正で円滑な受入れ及び外国人の保護に有用な情報を共有し、次に掲げる事項について協議を行う。

- ① 外国人の受入れに関する情報の周知その他制度理解の促進
- ② 法令遵守に関する通知及び不正行為に対する横断的な再発防止
- ③ 外国人の受入れ状況の把握及び農林水産省への報告
- ④ 人材が不足している地域の状況の把握及び当該地域への配慮
- ⑤ その他外国人の適正で円滑な受入れ及び外国人の保護に資する取組

(2) 農林水産省又はその委託を受けた者が行う調査等に対する協力（運用方針5(2)ウ関係）

特定技能所属機関は、農林水産省又はその委託を受けた者が行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取又は現地調査その他の指導に対し、必要な協力をを行う。

4. 治安への影響を踏まえて講じる措置

(1) 治安上の問題に対する措置

農林水産省は、飲食料品製造業分野における特定技能外国人が関わる犯罪、行方

不明、悪質な送出機関の介在その他の治安上の問題を把握した場合には、事業者、業界団体等に対して助言・指導を行うなど、必要な措置を講じる。

(2) 治安上の問題を把握するための取組

農林水産省は、上記(1)の治安上の問題について、所掌事務を通じ、事業者、業界団体等から把握するために必要な措置を講じる。

(3) 把握した情報等を制度関係機関等と共有するための取組等

農林水産省は、上記(1)の治安上の問題について、制度関係機関等との間で適切に共有するため、情報共有の手続を定めるなど、必要な措置を講じる。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、法第2条の3第1項に規定する特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び運用方針を踏まえつつ、農林水産省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、運用要領の変更を含め、必要な措置を講じる。

別表(第3の1及び2関係)

a. 業務区分	b. 技能実習2号移行対象職種		c. 技能の根幹となる部分の関連性
	職種	作業	
飲食料品製造業全般(飲食料品(酒類を除く。)の製造・加工、安全衛生)	缶詰巻締	缶詰巻締	食品衛生の基本的な知識・経験等に基づく製造・加工、安全衛生の点で関連性が認められる。
	食鳥処理加工業	食鳥処理加工	
	加熱性水産加工食品製造業	節類製造	
		加熱乾製品製造	
		調味加工品製造	
		くん製品製造	
	非加熱性水産加工食品製造業	塩蔵品製造	
		乾製品製造	
		発酵食品製造	
	水産練り製品製造	かまぼこ製品製造	
牛豚食肉処理加工業	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	食品衛生の基本的な知識・経験等に基づく製造・加工、安全衛生の点で関連性が認められる。
	パン製造	パン製造	
	そう菜製造業	そう菜加工	
	農産物漬物製造業	農産物漬物製造	